

第2 令和4年度の監査結果

1 令和4年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別		実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
財務 監査 ・ 行政 監査	定期監査	本 庁 222箇所	本 庁 令和3年度 出先機関 令和3年度及び 令和4年度期 中	14 ※ 行政監査に ついては 40
		出先機関 254箇所		
		合 計 476箇所 (すべての機関実施)		
財務 監査	随時監査	財務会計監査 20箇所	令和3年度及び令和 4年度期中	36
		うち抜き打ち分 20箇所		
		工事技術監査 2箇所		
		合 計 22箇所		
行政 監査	臨時監査	本 庁 0箇所	令和3年度及び令和 4年度期中	36
		出先機関 0箇所		
		合 計 0箇所		
財政的援助団体 等の監査		44団体	令和3年度	42
決算審査		普通会計（一般・特別） 公営企業会計	令和3年度	47
基金運用状況審 査		県立美術博物館建設基金	令和3年度	53
健全化判断比率 等審査		普通会計、公営企業会計、出資法人 の会計など	令和3年度	55
内部統制評価報 告書の審査		内部統制評価報告書	令和3年度	58
例月出納検査		普通会計（一般・特別） 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	60

住民監査請求に基づく監査	令和4年度は実績なし		61
--------------	------------	--	----

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	産業の振興に関する施策の財務事務の執行について	令和3年度（原則）	79

（注）令和4年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 令和4年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				意見			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	253	43	42	3	1	6	10	6	3	7	16			16	16
	企業局	5	0	0				0				0				0
	がんセンター局	1	0	0				0				0				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	0	0				0				0				0
	教育委員会事務局、教育機関	129	7	10				0		1	4	5			5	5
	警察本部、警察署	74	1	1				0			1	1				0
	小計	476	51	53	3	1	6	10	6	4	12	22	0	0	21	21
随時監査		22	1	1				0				0		1		1
臨時監査		0	0	0				0				0				0
財政的援助団体等		44		0				0				0				0
計（A）（注2）		542	52	54	3	1	6	10	6	4	12	22	0	1	21	22
令和3年度監査実績（B）（注2）		544	54	52	4		5	9	11		9	20			23	23
増減（A-B）		△2	△2	2	△1	1	1	1	△5	4	3	2	0	1	△2	△1

（注1）指摘、注意、意見の区分は、資料（88ページ）を参照してください。

（注2）監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、令和2年度から監査委員事務局長指導事項としています。令和4年度の事務局長指導事項の件数は86件（令和3年度の事務局長指導事項の件数は62件）です。

(知事部局の内訳)

計			
財務会計	工事技術	事務事業	計
9	4	29	42
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	1	9	10
0	0	1	1
9	5	39	53
0	1	0	1
0	0	0	0
0	0	0	0
9	6	39	54
15	0	37	52
△6	6	2	2

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分(件数)			
		指摘～意見 計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	6	1		3	4
危機管理部	2			2	2
経営管理部	4	2		2	4
くらし・環境部	1			1	1
スポーツ・文化観光部	3	2		1	3
健康福祉部	9			8	8
経済産業部	9	1	1	7	9
交通基盤部	9	3	3	5	11
出納局					0
計(C)	43	9	4	29	42
令和3年度 監査実績(D)	39	13		27	40
増減 (C-D)	4	△4	4	2	2

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（476箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

令和4年度は、合規性の視点からの監査と併せ、最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）についての監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部署の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

(イ) 出先機関

施設の維持管理、公舎の共同利用、高校のICT化の取組状況、夜間高校における給食の実施方法等について3Eの視点を強化した監査を実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和4年度						令和3年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託		書面 委託
知事部局	147	[93]	106	(59) [40]	253	(59) [133]	145	[53]	109	(76) [54]	254	(76) [107]	Δ 1	(Δ17) [26]
企業局	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5	[5]			5	(0) [5]	5				5	(0) [0]	0	(0) [5]
各種委員会 事務局	9	[7]			9	(0) [7]	9	[4]			9	(0) [4]	0	(0) [3]
教育委員会 事務局、 教育機関	11		118	(93) [73]	129	(93) [73]	10	[10]	118	(93) [49]	128	(93) [59]	1	(0) [14]
警察本部、 警察署	46		28	(21) [13]	74	(21) [13]	46	[46]	28	(18) [14]	74	(18) [60]	0	(3) [Δ 47]
計	222	(0) [109]	254	(174) [127]	476	(174) [236]	219	(0) [117]	257	(188) [118]	476	(188) [235]	0	(Δ14) [1]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数()書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、78ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和4年度								令和3年度								増減 (A-B)	
	本庁		出先機関		計 (A)	本庁		出先機関		計 (B)	書面 委託							
	書面 委託	かい	書面 委託	その他		書面 委託	書面 委託	かい	書面 委託		その他	書面 委託	書面 委託	書面 委託	書面 委託			
知事直轄 組織	11 [11]		2 [1]	(1)		13 [12]	(1)	11 [11]		2 [1]	(1)		13 [11]	(1)	0 [11]	(0)		
危機管理部	6 [6]		2 [1]	(1)		8 [7]	(1)	6 [6]		2 [1]	(2)		8 [1]	(2)	0 [6]	(Δ1)		
経営管理部	11 [11]		12 [4]	(8)	1 [1]	24 [15]	(8)	10 [10]		12 [6]	(7)	1 [1]	23 [7]	(8)	1 [8]	(0)		
くらし・ 環境部	17 [17]		4 [1]	(3)	4 [1]	25 [2]	(5)	16 [16]		4 [3]	(2)	4 [3]	24 [22]	(5)	1 [20]	(0)		
スポーツ・ 文化観光部	16 [16]		4 [3]	(3)		20 [0]	(3)	16 [16]		4 [3]	(2)		20 [19]	(2)	0 [19]	(1)		
健康福祉部	21 [21]		15 [5]	(6)	18 [12]	54 [17]	(7)	21 [21]		15 [7]	(11)	18 [6]	54 [34]	(29)	0 [17]	(Δ22)		
経済産業部	31 [31]		26 [10]	(16)	6 [1]	63 [42]	(18)	31 [31]		29 [12]	(21)	6 [4]	66 [16]	(26)	Δ 3 [26]	(Δ8)		
交通基盤部	29 [29]		12 [4]	(1)		41 [33]	(1)	29 [29]		12 [7]	(3)		41 [7]	(3)	0 [26]	(Δ2)		
出納局	5 [5]					5 [5]	(0)	5 [5]					5 [0]	(0)	0 [5]	(0)		
企業局	3 [3]		2 [1]	(1)		5 [4]	(1)	3 [3]		2 [1]	(1)		5 [4]	(1)	0 [0]	(0)		
がん センター局	1 [1]					1 [1]	(0)	1 [1]					1 [1]	(0)	0 [0]	(0)		
議会事務局	5 [5]					5 [5]	(0)	5 [5]					5 [0]	(0)	0 [5]	(0)		
各種委員会 事務局	9 [7]					9 [7]	(0)	9 [4]					9 [4]	(0)	0 [3]	(0)		
教育委員会 事務局、 教育機関	11 [10]		118 [73]	(93)		129 [73]	(93)	10 [10]		118 [49]	(93)		128 [59]	(93)	1 [14]	(0)		
警察本部、 警察署	46 [46]		28 [13]	(21)		74 [13]	(21)	46 [46]		28 [14]	(18)		74 [60]	(18)	0 [47]	(3)		
計	222 [109]	(0)	225 [113]	(154)	29 [14]	476 [236]	(159)	219 [117]	(0)	228 [104]	(161)	29 [14]	476 [235]	(188)	0 [1]	(Δ29)		

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。なお、アウトソーシングについては、78ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に附設された機関で、健康福祉センターに附設される「保健所」などの出先機関を指します。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	476箇所
指摘等の箇所数	51箇所 (10.7%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに附設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)			
	指摘	注意	意見	計
財務会計	3	6		9
工事技術	1	4		5
事務事業	6	12	21	39
計	10	22	21	53

(注) 「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(88ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和4年度の件数は81件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(19ページから34ページ)のとおり)

(ア) 指摘(10件)

a 財務会計(3件)

(a) 収入関係(1件)

- ・ 不動産取得税の課税誤り(下田財務事務所)

(b) 契約関係(1件)

- ・ 建設工事の不適切な契約手続(浜松土木事務所)

(c) 財産関係(1件)

- ・ 生乳の誤廃棄(同種事案の再発)(畜産技術研究所)

b 工事技術関係(1件)

- ・ 建設工事等における不適切な事務処理(下田土木事務所)

c 事務事業(6件)

- ・ 要配慮個人情報の流出(東部健康福祉センター)

- ・ 要配慮個人情報の流出(中部健康福祉センター)

- ・ 不適切な個人情報の取扱い及び流出(吉原林間学園)

- ・ 特別児童扶養手当の認定請求及び資格喪失の手続きに関する不適切な事務処理(障害者支援局障害福祉課)

- ・ 薬剤師免許証の紛失(生活衛生局薬事課)

- ・ 無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い(森林・林業研究センター)

(イ) 注意(22件)

a 財務会計(6件)

(a) 収入関係(2件)

- ・ 海岸占用料の算定誤り(熱海土木事務所)

- 河川占用料の不適切な徴収（浜松土木事務所）
- (b) 支出関係（1件）
 - 物品購入代金の支払遅延（行政経営局健康指導課）
- (c) 契約関係（1件）
 - 業務委託における変更契約の未実施及び不適切な契約事務（埋蔵文化財センター）
- (d) 財産関係（2件）
 - 物品台帳の未作成（富士山世界遺産センター）
 - モバイルパソコンの不適切な管理（デジタル戦略局電子県庁課）
- b 工事技術関係（4件）
 - 建設工事の不適切な工事計画（島田土木事務所）
 - 建設工事における不適切な設計（熱海高等学校）
 - 建設工事における不適切な監督・検査業務（浜松工業技術支援センター）
 - 建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発（島田土木事務所）
- c 事務事業（12件）
 - 社会生活基本調査票の紛失（デジタル戦略局統計調査課）
 - 不適切な個人情報の取扱い（産業革新局マーケティング課）
 - 会計書類の紛失（中央図書館）
 - 交通反則切符の紛失（静岡中央警察署）
 - 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り（同種事案の発生）（中央図書館）
 - 会計年度任用職員報酬の有給休暇に係る不適切な事務手続（焼津水産高等学校）
 - 技能検定合格証書の誤発行（就業支援局職業能力開発課）
 - 農業経営改善計画認定事務における不適切な事務処理（農業局農業ビジネス課）
 - 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り（沼津土木事務所）
 - 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り（島田土木事務所）
 - 不動産取得税の買取再販に係る減額制度の適用誤り（静岡財務事務所）
 - 教員による生徒への体罰行為の発生（機関名非公表）
- (ウ) 意見（21件）
 - a 事務事業（21件）
 - 静岡県ふじのくにづくり推進基金の資金運用（知事直轄組織総務課、政策推進局総合政策課、財政課）
 - オープンデータの利活用の推進（デジタル戦略局データ活用推進課）
 - 地震・津波対策等減災交付金の取組の推進（危機政策課）
 - 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及（危機情報課）
 - 会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行（行政経営局人事課）
 - 会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行（教育総務課）
 - しずおかスマートオフィス実践プランの推進（環境局環境政策課）
 - 観光デジタル情報プラットフォームの利活用（観光交流局観光政策課）
 - 介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金の運用（福祉長寿局介護保険課、健康局国民健康保険課）
 - 看護師確保対策の取組（医療局地域医療課）

- 個人情報の誤送信・誤送付の根絶の徹底（健康福祉部政策管理局総務課）
- 県内企業の国際化支援（商工業局企業立地推進課）
- 森林整備の促進（森林・林業局森林計画課）
- 県産水産物の流通拡大の取組（水産・海洋局水産振興課）
- 建設工事等の安全対策の取組（建設経済局工事検査課）
- 水災害における総合的な対策の推進（河川砂防局河川企画課、土木防災課）
- 福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善（港湾局漁港整備課）
- 障害者雇用の推進（教育総務課）
- 不祥事根絶に向けた取組（教育総務課）
- 学校維持管理費等の適正な執行（高校教育課）
- 運動部活動の効率的・効果的な実施（健康体育課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和4年度に指摘等（53件）を行った51機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（10件）を行った10機関の改善措置状況は、62ページから72ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[定期監査]

1 指摘 10 件

(1) 財務会計 3 件

ア 収入関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
下田財務事務所	指摘	件名	不動産取得税の課税誤り
		内容	下田財務事務所は、令和2年度及び4年度に、不動産取得税32件において、誤って10,313,000円を過大に課税した。

イ 契約関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
浜松土木事務所	指摘	件名	建設工事の不適切な契約手続
		内容	浜松土木事務所は、令和4年度に工事の入札を執行した制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札公告に随意契約移行基準を明示していなかったにもかかわらず、随意契約に移行し契約を締結した。さらに、最高評価値であった者から見積書を徴すべきところ、最も価格が低い者のうち、最高評価値であった者から見積書を徴して、契約を締結していた。

ウ 財産関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
畜産技術研究所	指摘	件名	生乳の誤廃棄（同種事案の再発）
		内容	畜産技術研究所は、令和4年1月19日に、職員が集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続するところを誤って排水管に接続したことに気が付かず乳牛の搾乳作業を行い、搾乳した生乳約800kg（7万8千円相当）を貯乳できずに廃棄してしまった。同所においては、前回の監査で同種の事案が発生したことから「注意」として監査結果を出して再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びつかなかった。

(2) 工事技術関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
下田土木事務所	指摘	件名	建設工事等における不適切な事務処理
		内容	下田土木事務所は、平成29年度及び30年度に実施した複数の工事等において、担当者が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことに気付かないまま、計1,216万円を過大に支出した。

(3) 事務事業 6 件

監査箇所	区分	概要	
東 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	<p>東部保健所は、令和4年4月に、入所予定の新型コロナウイルス感染症の罹患患者1人分の個人情報データを宿泊療養施設にメール送信する際、メールアドレスの入力操作を誤り、県内の小学校493校に送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、基礎疾患、アレルギー等）を流出させた。</p> <p>また、同年9月に、新型コロナウイルス感染症患者3人分の個人情報が記載された新型コロナウイルス感染症発生届を静岡県新型コロナ療養者支援センターにFAX送信する際、誤って薬局1店舗にも送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、発病年月日、感染経路・感染地域等）を流出させた。</p>
中 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー	指摘	件名	要配慮個人情報の流出
		内容	<p>中部保健所は、令和4年4月、3日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の市町別発生状況を管内の関係機関23か所にメールで情報提供する際、誤って、その基礎データである146人分の氏名、居住市町名等の個人情報を一緒にデータ送信したため、当該146人が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p> <p>さらに、同月下旬には、新型コロナウイルス感染症の罹患患者から申請があった「宿泊・自宅療養証明書」219人分について、申請者とは別の罹患患者の住所で証明書を作成し、郵送した。そのうち218人分については未開封のまま回収することができたが、1人分は、開封後に回収されたため、当該患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した</p>
吉 原 林 間 学 園	指摘	件名	不適切な個人情報の取扱い及び流出
		内容	<p>吉原林間学園は、静岡県情報セキュリティ対策基準に反して個人情報を含む心理検査報告書1件をメールに添付して送信し、送信先のメールアドレスを誤ったことにより31者に個人情報を流出させた。</p> <p>流出した情報は、受診児童1人の氏名、生年月日及び要配慮個人情報であった。</p>
障 害 者 支 援 局 障 害 福 祉 課	指摘	件名	特別児童扶養手当の認定請求及び資格喪失の手続きに関する不適切な事務処理
		内容	<p>障害者支援局障害福祉課は、特別児童扶養手当の事務処理において、市町を経由して提出された認定請求1件について、事務担当者が受付簿に記載すること無く384日放置した。</p> <p>また、同手当の資格喪失の事務処理において、市町を経由して提出された資格喪失届1件について、受付簿に記載すること無く、217日放置した。この結果、受給資格を失った者に対し7か月分の手当（244,790円）を誤支給した。</p>

生活衛生局 薬事課	指摘	件名	薬剤師免許証の紛失
		内容	生活衛生局薬事課は、厚生労働省から送付された薬剤師免許証2件（書換交付1件、再交付1件）を、申請者に交付するため東部健康福祉センターへ送付した際に紛失した。
農林技術研究所森林・林業研究センター	指摘	件名	無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い
		内容	<p>農林技術研究所森林・林業研究センターは、研究目的で、西部農林事務所が本来、販売するために育成するヒノキ母樹の一部を借り受け、無登録農薬（着花促進剤）を散布し、種子を生産した。</p> <p>無登録農薬を使用して生産した種子は、販売や譲渡が禁じられているため、適切に保管するか処分すべきであったが、農林技術研究所森林・林業研究センターは、その認識がなかったことから、西部農林事務所にそのことを伝えることなく生産した種子を西部農林事務所に渡し、西部農林事務所は、その種子を苗木生産者に販売した。このため、販売を禁じられている種子から育成された苗木等を回収することになり、苗木生産者に2,909,240円の賠償を行った。</p>

2 注意 22 件

(1) 財務会計 6 件

ア 収入関係 2 件

監査箇所	区分	概要	
熱海土木事務所	注意	件名	海岸占用料の算定誤り
		内容	熱海土木事務所は、平成 27 年度から令和 2 年度までの間、海岸占用料の算定を誤り、徴収不足 10 件 426,020 円が発生した。
浜松土木事務所	注意	件名	河川占用料の不適切な徴収
		内容	浜松土木事務所は、平成 27 年度から令和 3 年度までの間、河川占用料の徴収において、減免制度の適用を誤り、過徴収 71,200 円が発生した

イ 支出関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 行政経営局 健康指導課	注意	件名	物品購入代金の支払遅延
		件名	経営管理部行政経営局健康指導課は、令和 3 年度に購入した研修用テキスト代 118,360 円の支払について、請求書受理日から 15 日以内に支払う必要があったが 128 日遅延し、令和 4 年度に行った。

ウ 契約関係 1 件

監査箇所	区分	概要	
埋蔵文化財センター	注意	件名	業務委託における変更契約の未実施及び不適切な契約事務
		件名	埋蔵文化財センターは、令和3年度に実施したアスベスト他含有調査業務委託において、アスベスト定性分析と定量分析が一体となった設計単価で契約した。そのため、定性分析を実施した5検体のうち、不検出となった4検体の定量分析を実施しなかったにもかかわらず、減額の変更契約を行わなかった。 また、契約書に設計書が添付されていなかった。

エ 財産関係 2 件

監査箇所	区分	概要	
富士山世界遺産センター	注意	件名	物品台帳の未作成
		内容	富士山世界遺産センターは、令和2年度及び3年度の業務委託により取得した富士山ライブカメラの物品台帳を作成していなかった。 同センターは令和3年6月の物品事務指導検査において、平成29年度委託業務の成果品として取得した物品の台帳作成が遅延していたとして注意を受けていたが、これが改善に結びついていなかった。
デジタル戦略局電子県庁課	注意	件名	モバイルパソコンの不適切な管理
		内容	デジタル戦略局電子県庁課は、職員への配付を行うための作業に伴いモバイルパソコン520台を中遠総合庁舎東館4階会議室で保管していたが、令和3年8月30日から9月7日までの間に、うち2台を紛失した。

(2) 工事技術関係 4 件

監査箇所	区分	概要	
島田土木事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	島田土木事務所は、令和3年度に実施した道路舗装工事において、交差点協議（公安委員会協議）が未了のまま発注し、協議が整わなかったことから、工事の大部分を取り止め、大幅な減額となる変更契約を行った。
熱海高等学校	注意	件名	建設工事における不適切な設計
		内容	熱海高等学校は、令和3年度に実施したフェンス更新工事において、風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な設計を行い、これに基づき施工した。
浜松工業技術支援センター	注意	件名	建設工事における不適切な監督・検査業務
		内容	浜松工業技術支援センターは、令和3年度に実施した空調設備更新工事において、監督・検査業務が適切でなく、特記仕様書に明示した耐震支持が施工されていないことに気が付かないまま、完成検査で合格としていた。

監査箇所	区分	概要	
島田土木事務所	注意	件名	建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発
		内容	島田土木事務所では、令和3年度から4年度にかけて実施した道路工事において、令和2年度に先行工事で発生した工事関係者の死亡事故と同じ作業箇所で、同一の施工業者による死亡事故が発生した。

(3) 事務事業 12 件

監査箇所	区分	概要	
デジタル戦略局統計調査課	注意	件名	社会生活基本調査票の紛失
		内容	デジタル戦略局統計調査課は、令和3年10月18日に社会生活基本調査の調査世帯から提出された回答記入済みの社会生活基本調査に係る調査票1世帯分(2部)を紛失した。
産業革新局マーケティング課	注意	件名	不適切な個人情報の取扱い
		内容	産業革新局マーケティング課から令和3年度に「食の都しずおかフェア」企画運営業務を受託した業者及び4年度に「食の都しずおかレストランフェア」企画運営業務を受託した別の業者が参加者に事務連絡のメールを一斉送信した際、受信者全員に他の受信者のメールアドレスを流出させた。 また、産業革新局マーケティング課は、「新商品セレクション」の過去の全受賞商品の公開データを一応募者に送付する際に、非公表の個人情報が含まれていることに気が付かずメール送信した。
中央図書館	注意	件名	会計書類の紛失
		内容	中央図書館は、現金領収事務において、令和3年9月16日に郵便局に納付した際に発行された静岡県取扱店収納票兼払込受領証1通を紛失した。
静岡中央警察署	注意	件名	交通反則切符の紛失
		内容	静岡中央警察署の警察官は、交通違反の取締りの際、1件(5枚綴りのうちの4枚)の交通反則切符を紛失した。
中央図書館	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り(同種事案の発生)
		内容	中央図書館は、前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和3年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇について、付与日数に誤りがあった。
焼津水産高等学校	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇取得に係る不適切な事務手続
		内容	焼津水産高等学校は、令和3年度の会計年度任用職員の年次有給休暇について、令和3年5月21日の年次有給休暇の請求及び承認を、年次有給休暇請求簿により行っていなかった。 また、年次有給休暇の残日数を正確に管理していなかったことから、11月15日について、年次有給休暇の残がないにもかかわらず、年次有給休暇として処理していた。 このため、当該職員に対する非常勤職員報酬等の支払が6,215円過大となっていた。

監査箇所	区分	概要	
就業支援局 職業能力開発課	注意	件名	技能検定合格証書の誤発行
		内容	就業支援局職業能力開発課は、令和2年度後期技能検定合格者に令和3年3月19日付けで合格証書を交付すべきところ、誤って令和3年5月20日付けで交付した。正しい合格証書の送付及び誤った合格証書の回収のため、令和3年度に196,594円の郵送料が発生した。
農業局農業 ビジネス課	注意	件名	農業経営改善計画認定事務における不適切な事務処理
		内容	農業局農業ビジネス課は、令和3年度の農業者の農業経営改善計画の認定事務において、受け付けた75件全ての申請について事務処理を遅延させたことから、決裁日、認定日の不適切な遡及処理を行った。そのうち62件については、決裁後も放置したことから認定書の送付が著しく遅延した。
沼津土木事 務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	沼津土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件19,900円の収入欠損が発生した。
島田土木事 務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	島田土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件43,400円の収入欠損が発生した。
静岡財務事 務所	注意	件名	不動産取得税の買取再販に係る減額制度の適用誤り
		内容	静岡財務事務所は、令和3年度及び4年度に、不動産取得税の買取再販（土地）に係る減額制度の適用を8件（3者）誤り、計832,500円の追加徴収が発生させた。
機関名非公 表	注意	件名	教員による生徒への体罰行為等の発生
		内容	県立高校の教諭が、部活動指導の際に令和元年7月から2年12月までの長期にわたり体罰や暴言を繰り返していたが、この間の学校による当該教諭に対する指導が不十分であった。

3 意見 21 件

(1) 事務事業 21 件

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織 総務課、 政策推進局 総合政策課、 財政課	意見	件名	静岡県ふじのくにづくり推進基金の資金運用
		内容	<p>静岡県ふじのくにづくり推進基金については、令和4年度から令和7年度までの4年間に於いて総合計画「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」を推進するための財源として、令和3年度末に100億円が積み増された結果、令和4年度以降の事業に充当するため100億414万円余が基金に造成され、その全額が預金により運用されています。この基金は令和7年度にかけて計画的に事業に充当されることになっていますが、基金の一部については、すぐに取り崩して事業に充当することが予定されていません。よって、本基金の一部を国債等の債券により運用すれば、より多くの運用益を確保することができると考えられます。</p> <p>本基金の管理に当たっては、基金の効率運用を行うことで、本事業に活用できる資金が増大することになります。令和7年度までの本基金の活用見込みをより精査し、当年度の事業に充当しない基金を債券により運用するよう出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてください。</p>
知事直轄組織 デジタル戦略局 データ活用推進課	意見	件名	オープンデータの利活用の推進
		内容	<p>オープンデータの利活用を推進するため、平成25年度にオープンデータ専用検索サイト「ふじのくにオープンデータカタログ」を開設し、平成30年には利用者の利便性を向上させるため、複数データの一括ダウンロードや、API連携により企業等が運営するシステムが自動でデータを定期的にダウンロードできるようにリニューアルしています。</p> <p>オープンデータの公開データセット数やダウンロード数は年々増加しており、利用は進んでいると思われませんが、国の示す推奨データセットの公開数は目標を大きく下回っている状況にあります。</p> <p>今後、県民の行政参画・官民協働の推進を通じて、諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が促進されるよう、県民がオープンデータを利用しやすい環境の整備に努めてください。</p> <p>また、国の示す推奨データセットについては、「静岡県オープンデータ作成の手引」を作成し、研修会等を実施していますが、今後、さらに関係課や市町と連携して、国の示す推奨データセットの公開数を拡充し、オープンデータの利活用を推進するよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
危機管理部 危機政策課	意見	件名	地震・津波対策等減災交付金の取組の推進
		内容	<p>地震・津波対策等減災交付金は、交付要綱に基づき市町が定めた令和元年度から4年度までの四箇年計画による対策事業や資材の整備等の取組に対する財政支援を行うもので、交付金の効果把握として、3つの統一的成果指標すべてを100%とすることを目指しています。</p> <p>指標に関して、令和3年度末の時点で、①津波避難施設空白域の解消率については、基準年である平成30年度の91.6%から6.5ポイント上昇し98.1%とほぼ100%に近いエリアをカバーできていますが、②避難所の安全対策完了率は、88.3%から5.7ポイント上昇したものの94.0%、③被災者生活支援訓練実施率は、11.4%から14.3ポイント上昇したものの25.7%にとどまり、26市町では未実施の状況で、令和4年度までにすべての指標を100%とすることは大変厳しい状況です。</p> <p>このような状況にもかかわらず、令和3年度は30億円の当初予算に対して、市町で交付金を活用する事業予算の確保ができなかったこと等により、10億円の減額補正が生じています。特に、3つの指標に関連する事業については、当初予算の約半分にまで減額補正されていて、交付金制度が活かされているとは言えない状況です。</p> <p>なぜ計画の目標達成が厳しいにもかかわらず交付金が活用されないのか、県は市町にヒアリング等を行い、その原因や課題を把握し、今後の交付金制度のあり方について検討してください。</p>
危機管理部 危機情報課	意見	件名	静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及
		内容	<p>令和元年度に運用開始した静岡県防災アプリ「静岡県防災」は、緊急防災情報の伝達手段の多重化や地域の災害リスクの理解促進を支援するもので、令和2年度には、外国人県民への防災情報の発信強化のために多言語化（11言語）したほか、地域の災害対応力の向上や避難所での新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための3つの機能として、地域防災力見える化システム、防災モニター及び非接触型避難所運営支援を新たに追加しています。</p> <p>令和3年度は、アプリ普及のため、出前講座やパンフレットなどによる広報・啓発の事業等を実施したことで、ダウンロード数は20万件を超えていますが、追加した3つの機能については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市町での自主防災組織会長の会合や訓練等が中止になったことで、市町や自主防災組織での活用をあまり進めることができませんでした。</p> <p>更なる地域防災力強化のため、令和3年3月には、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」において、2022年度末までに、アプリ機能を活用した自主防災組織の防災力の向上に取り組む市町数100%を目指すという具体的なアクションが追加されていることから、今後は避難所運営訓練等を通じ、全市町への浸透を図ってください。</p> <p>また、アプリの利用者を対象としたアンケートを実施して、機能の見直しや追加を行うことで利用者の利便性を高めるとともに、県民へのさらなる普及に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 行政経営局 人事課 教育委員会 事務局 教育総務課	意見	件名	会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行
		内容	<p>会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数の誤りや休暇等承認申請（請求）簿の記載の誤りについては、平成 30 年度に、同様の誤りが複数の所属で多発していたことから、再発防止に向けた制度のより分かりやすい説明や、チェックリストの作成などを求める「非常勤職員に係る年次有給休暇付与誤りの再発防止について」の指導文書を発出したところです。</p> <p>これを受け、制度所管課では、休暇の付与日数を自動計算する「会計年度任用職員年休計算シート」の作成や担当者向けマニュアルの改正など、再発防止に取り組んできましたが、令和元年度以降の 3 年間で計 41 件（知事部局 23 件、教育委員会 18 件）の誤りが発生し、監査結果等が発出されており、改善が認められておりません。</p> <p>こうした会計年度任用職員に係る休暇制度の誤った事務の執行は、知事部局、教育委員会で働く会計年度任用職員の権利を侵害しているおそれがあることから、制度所管課として、すみやかに一斉調査を実施し、事務が適切に執行されているのか確認をしてください。</p> <p>また、前回の指導にあったチェックリストを作成するほか、一斉調査の分析結果に基づいた実効性のある対策を講じ、再発防止に取り組んでください。</p>
暮らし・環境部 環境局 環境政策課	意見	件名	しずおかスマートオフィス実践プランの推進
		内容	<p>「しずおかスマートオフィス実践プラン」は、地球温暖化対策推進法第 21 条の規定による地球温暖化対策地方公共団体実行計画事務事業編に位置付けられる計画で、県の全施設における事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を、2030 年度までに 2013 年度比で 40% 削減することを目標としていますが、2020 年度の実績（2021 年度実績は令和 4 年 11 月公表予定）では、基準年である 2013 年度比で 29.1%削減していて、2022 年度までの中間目標である 28.5%削減を 2 年前倒しで達成できており、現時点で計画は着実に進捗しています。</p> <p>しかし、これまでの事業部門別削減率では、下水道部門は 73.4%、水道部門は 36.9%と大きく進捗している一方、警察部門 5.8%、病院部門 6.1%、教育部門 8.4%、事務部門 11.5%と、部門により状況が異なります。</p> <p>そのため、より具体的な取組について部門毎に再確認を行い、目標達成に向けた関係部局間の一層の緊密な連携の下、更なる推進に取り組んでください。</p> <p>さらに、令和 3 年 10 月の閣議決定により、国の事務事業編に当たる「政府実行計画」の温室効果ガス排出の削減目標が 40%から 50%に引き上げられていることについては、早急に県計画の適切な見直しを行うとともに、地球温暖化対策推進法第 22 条の 12 の規定による市町への支援にも努めてください。</p> <p>今後も引き続き、県が率先して地球温暖化防止に取り組むことで、県民、事業者、市町等の主体的な取組の促進を図ってください。</p>

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課	意見	件名	観光デジタル情報プラットフォームの利活用
		内容	<p>観光分野のデジタルトランスフォーメーションを推進する中で、データ集積、データ分析、分析データの活用等の機能を持った観光デジタル情報プラットフォームを令和2年度に構築し、運用を開始しています。</p> <p>令和3年度には、ウェブサイトとの連携を可能とするため、県有施設のウェブサイトの改修を行ったほか、県内市町、観光協会等（以下「市町等」という。）のウェブサイトについて連携のための改修費用を補助する制度を創設し推進を図ったところですが、市町等からの補助金申請の実績がなく、市町等においては事業が進捗していないことから、事業効果は不十分な状況となっています。データサイエンティストによるデータ分析の実例を示し、データ連携のメリットを解説するセミナーの開催などの取組を行っておりますが、市町等にデータ連携を促すため、補助金申請がないことの詳細に把握した上で、地域等を特定したモデル事業での実証などにより、データ連携における課題を改めて分析するとともに、得られた成果を市町等に具体的に示したり、IT関連の技術者が不足している市町等に対しては、県による技術的サポートを提供したりするなどして、市町等が取り組みやすい環境づくりに努め、基盤の強化・充実を図ってください。</p> <p>また、利用者の属性データや位置情報等の動的データを取得しながら、利用者や所在地に応じた最適な観光情報を提供することを目的とした観光情報アプリ「TIPS」を令和3年3月から一般にリリースしています。令和3年度には、足跡機能やクーポン機能の追加、地域情報記事の掲載等の改修による機能の充実を図ったところですが、新型コロナウイルス感染症のまん延等の状況があり、積極的な広報や機能の実証実験の実施には至らず、ダウンロード数は令和3年度末時点で約3,200件となっており、令和7年度末までに累計5万件という目標ダウンロード数と比べると増加状況は不十分でした。観光デジタル情報プラットフォームへの情報の蓄積、アプリの情報提供機能の強化を図るには、より多くの人に利用してもらうことが肝要ですので、ウィズコロナを前提に、ダウンロード数の増加のための仕組みづくりとアプリの利用促進に継続して取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課 健康局 国民健康保 険課	意見	件名	介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金の運用
		内容	<p>健康福祉部が管理する介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金は、令和3年度においては、全額が預金で運用されています。</p> <p>一方、令和2年度末時点のこれら3基金の残高は、それぞれ、介護保険財政安定化基金が23億4,636万円余、後期高齢者医療財政安定化基金が36億8,724万円余、国民健康保険財政安定化基金が73億6,967万円余となっていますが、各基金の一部については、すぐに取り崩して市町等の保険者の財源不足に関する貸付け及び交付に充てることが予定されていません。よって、これらの基金の一部を国債等の債券により運用すれば、より多くの運用益を確保することができると考えられます。</p> <p>実際に債券運用を開始した地域医療介護総合確保基金では、厚生労働省が定めた管理運営要領により基金の運用について、①国債、地方債等、②預金の順番としています。</p> <p>これら3基金は、市町等の保険者における突発的な財政不足への対応を目的としており、必要時における基金取崩しの緊急性が高いことなどから、債券による運用を行っていないとのことですが、近年では、基金からの市町等の保険者の財源不足に関する貸付実績も交付実績も全くなく、また、コロナ禍においても、市町等において保険給付費や保険料の適切な見込額の算定等を行ったことなどにより、市町等の保険者において財源不足が生じることはありませんでした。</p> <p>突発的な事象に対してすぐに現金化できる資金を一定額保有しておくことの重要性は理解しますが、基金を取り崩す必要が近年生じていない事実や基金取崩しの予定が現時点で具体的に存在していないことを踏まえれば、今後高齢化が加速する我が県において、運用益は重要な財源になることは間違いありませんので、積極的に運用益を確保しておくことは非常に重要なことです。</p> <p>これら3基金の管理に当たっては、基金の効率運用を行うことで、市町等の保険者の財源不足に関する貸付け及び交付に活用できる資金が増大することになります。したがって、これら3基金について、それぞれ市町等への貸付けや交付が必要となった場合に当年度にいくらの取崩しが必要になるかなどを試算をした上で、当年度に充当しない基金は債券により運用するよう出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 医療局 地域医療課	意見	件名	看護師確保対策の取組
		内容	<p>県では、看護師確保対策として、「養给力強化」、「離職防止・定着促進」、「再就業支援」、「看護の質の向上」の4本柱を中心に進めており、結果として令和2年度の看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）の数は約43,200人で2年前よりも1,200人ほど増加しています。しかしながら、国による看護職員需給推計では、本県の2025年度時点の看護職員需要47,046人に対し、3,450人不足し、充足率は92.7%となっており、2025年度までは不足が続くと見込まれています。</p> <p>特に、看護師不足に対応するためには、3年制の専門学校の入学者の増員や、卒業生全員が国家試験に合格するよう支援していくことが重要です。4年制大学に進学する学生が多い中、今後の看護専門学校のあり方を検討する必要がありますが、まずは入学者の確保の促進や国家試験の合格率向上の取組を強化するなど、できるだけ新規の看護師を増やし、総数の底上げに取り組むことが必要です。</p> <p>また、看護の現場がどの程度厳しい職場環境であるのかをきめ細かく実態調査したうえで、離職理由について、新人看護職員研修を通じたフォローアップや、ひとり一人の立場に立った話し合い、現場環境の改善に向けた検討がなされる必要があります。</p> <p>現在の新型コロナウイルス感染症が収まらない状況もあり、看護師の確保は喫緊の課題でもあることから、現場の医療機関や看護協会との調整なども含め、将来に向けてさらに有効な対策を検討してください。</p>
健康福祉部 政策管理局 総務課	意見	件名	個人情報誤送信・誤送付の根絶の徹底
		内容	<p>新型コロナウイルス感染症に係る患者の個人情報の誤送信・誤送付について、令和3年度に健康福祉センターで発生した後も、令和4年4月以降、立て続けに3件発生しました。</p> <p>これらの誤りは、新任者による初めての業務に対して、前任者からの引継が不十分だったことが原因です。</p> <p>また、個人情報は慎重に取り扱われなければならないものでありますが、健康福祉部は、新型コロナウイルス感染症に限らず、個人情報の取扱いが多い部であり、関係する職員数も多いことから、誤りが発生する可能性は高いと考えます。そのため、このような事案が繰り返し起きないように、発生事例に係る原因と再発防止策を健康福祉センターをはじめ部全体に周知すべきと考えます。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、部全体での再発防止の徹底に取り組んでください。</p>
経済産業部 商工業局 企業立地推進課	意見	件名	県内企業の国際化支援
		内容	<p>県内企業の貿易の振興と国際化の推進を支援するため、昭和34年度から「県内企業国際化支援事業」に取り組み、令和3年度は国際ビジネス相談窓口の常設や、多様な「国際ビジネス事情講座」の開催、県内企業の海外販路開拓に関する経費を助成する「海外市場開拓支援事業」などを行う公益社団法人静岡県国際経済振興会に助成しています。</p> <p>本事業は、国際化推進等の導入部に当たる事業であり、年度ごとの相談件数や講座受講者数、海外市場開拓支援事業においては個々の事業者の採択後の成果の把握等を公益社団法人静岡県国際経済振興会が行っていますが、県として、長期にわたるこれらの取組が、県内企業に寄与した効果の把握がされていません。</p> <p>県は、公益社団法人静岡県国際経済振興会の窓口としての機能を活用し、静岡県海外展開支援ネットワークの連携による成果を確認するとともに、本事業における業種別・事業規模別などの累積的・長期的な効果を把握し、明らかにするよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経済産業部 森林・林業局 森林計画課	意見	件名	森林整備の促進
		内容	<p>「森林（もり）づくり県民税」を財源にした「森の力再生事業」は、公益性が高く、所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃した森林の整備に取り組み、令和3年度は第2期計画の6年目となり、計画面積の58%の整備を実施しおおむね順調に進捗しています。</p> <p>近年の集中豪雨の頻発により山地災害のリスクは高まっており、下流域における流木も多く発生していることから、荒廃の進行や拡大の実態を確認し、適切に事業を実施することが必要です。</p> <p>一方で、市町は令和元年度から「森林環境譲与税」を財源に、景観に配慮した伐採等、地域の实情に応じた森林整備を行っています。</p> <p>荒廃森林の整備を喫緊に行うためには、県は「森の力再生事業」を遂行し、市町は森林環境譲与税配分額を有効活用した整備を実施するなど、県と市町が並行した整備の推進が重要であると考えます。</p> <p>荒廃森林の現状把握に努め、森林づくり県民税及び森林環境譲与税を財源にしたそれぞれの森林整備事業の対象区域等を明確にし、両事業を有効活用してください。</p> <p>あわせて、荒廃森林の整備の推進における両事業の成果と相乗効果を県民に丁寧に説明し、「森の力再生事業」第2期計画を計画期間内に完遂するよう取り組んでください。</p>
経済産業部 水産・海洋局 水産振興課	意見	件名	県産水産物の流通拡大の取組
		内容	<p>新たな広域経済圏として、山梨県、長野県、新潟県の「山の洲」における県産水産物の需要開拓と、オンライン受発注システムと連動した物流システムを構築する流通モデル実証事業に、令和3年度から2か年にわたり取り組んでいます。</p> <p>令和3年度は、電子商取引システムの保有や物流システム構築の実績等、事業を実施するための実施基盤が既に調っている事業者を公募することにより、「山の洲」における着実な新規需要開拓や、流通モデル構築による県内生産者の販路拡大などの成果が早期に得られています。</p> <p>取引件数の増加という成果に留まらず、実証事業終了後の事業定着と、将来的には新たな事業者の参入により流通が拡大することが、本事業の最終的な効果であると考えます。</p> <p>また、本実証事業で得られた成果と課題を検証し、より広域的な「スマート流通モデル」の展開も検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 建設経済局 工事検査課	意見	件名	建設工事等の安全対策の取組
		内容	<p>県工事等における事故発生件数は、交通基盤部出先機関では平成30年度：50件、令和元年度：36件、2年度：52件、3年度：57件（もらい事故1件を含む）、農林事務所では平成30年度：19件、令和元年度：18件、2年度：9件、3年度：12件と、平成30年度の工事事故防止行動計画の策定を受けて一旦減少したものの、再び増加傾向となっています。</p> <p>交通基盤部出先機関や農林事務所への監察、動画を使用した講習会の開催などを通じて、事故防止に取り組んでいますが、十分な効果が発現していない状況です。既存の取組の更なる徹底や事故防止行動計画に基づくPDCAサイクルによる取組の改善など、これまで以上に取組の実効性を高めるとともに、コロナ禍で対面指導が制限される状況下においても効果が現れるよう、工夫していく必要があります。</p> <p>また、例年、事故件数のうち一定の割合を占める業務委託に係る事故については、令和3年度に工事検査課が策定した「建設関連業務委託事故防止行動計画」や、（一社）静岡県測量設計業協会に働きかけて策定された「安全作業マニュアル」に基づく取組が令和4年度から始まりました。今後はその効果や課題の把握・検証を行いながら、適切に運用していく必要があります。</p> <p>引き続き、本県の工事及び業務委託における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、「建設工事等安全管理推進連絡会議」を通じて、工事及び業務委託事故防止行動計画に係る取組の実効性を高めて下さい。また、コロナ禍でも効果を発揮できるよう既存の取組を検証し、必要に応じて改善を進めるなどして、受注者・発注者の安全意識を高め、工事等事故件数が減少するよう、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p>
交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 土木防災課	意見	件名	水災害における総合的な対策の推進
		内容	<p>交通基盤部では、近年、激甚化・頻発化する水災害に対して、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図ってきました。さらに、令和3年度末を目標に、44水系の流域治水プロジェクト及び14地区の水災害対策プランの計画策定を進めるとともに、505河川の洪水浸水想定区域図の作成及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%達成に取り組んできました。</p> <p>しかし、令和3年度末時点において、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は92.3%と順調に進捗したものの、流域治水プロジェクトは22水系、水災害対策プランは5地区、洪水浸水想定区域図は241河川の完了に留まり、残る河川等のプロジェクトの計画策定等の完了は令和4年度以降に持ち越されました。</p> <p>今年度も全国各地で水災害が発生するなど、気候変動の影響による水害リスクが高まる中、人的被害を防ぐためには、流域治水の考え方にに基づき流域全体における治水安全度の向上を図ることが重要です。また、住民の適切な避難行動につながるよう市町が行う洪水ハザードマップの作成や避難確保計画の作成など市町に対する支援施策が重要となっています。</p> <p>国や市町、庁内関係部局等と連携し、早期に流域治水プロジェクト等の計画策定及び洪水浸水想定区域図の作成をするなどして、防災・減災対策に努めて下さい。</p> <p>また、計画策定等が遅れることのないよう、必要な人員を確保するなど、執行体制の強化にも努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 港湾局 漁港整備課	意見	件名	福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善
		内容	<p>サンドバイパスシステムは、平成 26 年に運転を開始し、当初は年間 8 万立方メートル超の輸送実績があったものの、近年は、ポンプ周辺に流木等の阻害物が堆積したこと等が原因で輸送量は低下し、年間 2 万立方メートル程度に留まっています。年間 8 万立方メートルの目標に到底及ばない数字であり、目標と実績の乖離が大きくなっています。</p> <p>そこで、令和 3 年度から 4 基あるジェットポンプのうち 1 基は阻害物の除去作業を実施しています。あわせて、恒久対策について、国と連携し検討を進めてきましたが、未だ決まっておらず、令和 4 年 3 月開催の遠州灘沿岸侵食対策検討委員会において、目的が達成されない状態が継続していることに対して、現状を危惧する意見が出されるなど地域において危機感が持たれています。</p> <p>土中に埋設している阻害物の除去作業を早期に完了させることより、土砂輸送量は相当量回復すると思われませんが、台風や豪雨などの影響により、再び、流木等が大量に海に流れ込んでくることが想定されます。</p> <p>本システムを長期にわたり効果的に運用していくため、コスト縮減を常に意識しながら、目的である「港口埋没対策」と「侵食防止対策」を講じ、国等との協議により、年間 8 万立方メートルの安定的な輸送量確保に向けた抜本的な対策を早期に決定し、工事に取り組んでください。</p>
教育委員会 事務局 教育総務課	意見	件名	障害者雇用の推進
		内容	<p>教育委員会では、平成 30 年度の対象障害者の再調査により、法定雇用率を下回ることが明らかとなりました。その後、教育総務課が一元的に管理し適正な手続きを実施する環境を整えるとともに、量的な確保を求めるだけでなく、雇用後に働きやすい職場環境づくりの取組を進めながら、障害がある人を対象とした教職員採用試験の実施や非常勤障害者枠の職設置などを進め、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかし、平成 30 年以降、法定雇用率を上回ることなく、令和 4 年 6 月 1 日現在、法定雇用率 2.50 に対し、実雇用率 1.83 で、法定雇用率達成にはプラス 107 人の雇用が必要という状況です。47 都道府県教育委員会実雇用率の降順集計（令和 3 年 6 月 1 日現在）では、静岡県は、44 番目と低い位置にあります。</p> <p>現状では、法律に違反している状態が続いています。民間企業や私立学校であれば、法定雇用率を下回る場合は障害者雇用納付金が徴収されますが、地方公共団体では法令遵守が当然であり、知事部局と警察本部では法定雇用率を上回っている中、教育委員会が下回っている状況は看過できません。</p> <p>全国には法定雇用率を上回っている県が 23 県（令和 3 年 6 月 1 日現在）ありますので、それらの県の取組を参考に本県でできることを早期に検討し、法定雇用率を上回る雇用を達成するよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を行い、前年度に比べ令和3年度は教職員の不祥事による懲戒処分件数は減少しています。しかし、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止は最重要課題として対策に取り組んでいますが根絶には至っていません。</p> <p>教育委員会では、生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員に周知することを徹底するため、そのルールを不祥事根絶取組データベースにアップロードするようにしています。さらに、児童生徒との私的なメール等のやりとりについて、懲戒処分の基準に処分量定も追加しています。それらの方策が、実効性のあるものとなるよう継続的な取組に努めてください。</p>
教育委員会事務局 高校教育課	意見	件名	学校維持管理費等の適正な執行
		内容	<p>学校の管理運営、教育活動を行うための施設や設備の維持管理経費、日常的に必要な備品や消耗品費等については原則公費負担とすべきですが、一部の学校で学校後援会等の団体会計で支出している不適切な事案が見受けられます。「学校運営における公費支出の基準」に基づいた適正な管理が行われるよう各学校に対する指導に努めてください。</p>
教育委員会事務局 健康体育課	意見	件名	運動部活動の効率的・効果的な実施
		内容	<p>教育委員会では、中学校、高等学校の部活動及び地域スポーツ教室等の指導者不足への対応を図るため、スポーツ指導者を人材バンクに登録し、紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務」を公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託しており、令和3年度末時点の人材バンク登録者数は686人で、学校等と外部指導者のマッチングは令和3年度33件行われています。</p> <p>この委託事業における成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和2年度48人、令和3年度40人と目標が達成できていない状況が続いています。</p> <p>また、「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、令和3年度は11市町に52人の部活動指導員の配置を補助していますが、多くの市町での活用が期待されるものの、活用市町数が微増に留まっています。活用が進まない主な理由は、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられています。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、人材バンク新規登録者数の成果目標を達成したうえで、学校等の現場ニーズにあった人材確保策や人材マッチング件数の向上策の検討を行い、両事業がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>

